

○南あわじ市住生活基本計画策定委員会条例

令和6年3月29日

条例第23号

(設置)

第1条 南あわじ市住生活基本計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、有識者等からの幅広い意見を反映させ、本市における住宅政策を総合的かつ計画的に推進するため、南あわじ市住生活基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織及び委員等)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 地域住民の代表
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から計画が策定される日までの期間とする。ただし、市長が必要があると認める場合は、任期を延長することができる。

4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

6 臨時委員は市長が委嘱し、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときをもって、解任されるものとする。

7 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職

を退いた後も同様とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は前条第2項第1号の委員のうちから委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係人の出席)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は必要な書類の提出及び説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、産業建設部都市政策課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。